

まだ、
やっぴん？！



STOP

飲酒運転

運転者本人

平成19年9月19日から変わりました！

	改正前		改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	➡	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	➡	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検知拒否	30万円以下の罰金	➡	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
救護義務違反	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	➡	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

平成19年6月20日から2年以内に変わる内容

酒酔い運転や救護義務違反等、一定の悪質な違反行為を理由に免許の拒否・取消しを受けた場合、3年以上10年を超えない範囲内で免許を受けることができなくなります。

違反行為を行い、又は、交通事故を起こした際、警察官に免許証提示を求められたら提示しなければいけません。
免許証提示義務

運転者の周辺者

飲酒運転を行うおそれがあるものに対し

		車両を提供	酒類を提供
運転者本人が	酒酔い運転の場合	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒に酔った状態であることを知りながら

酒気を帯びていることを知りながら

自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

